



福岡医発第973号(地)

平成25年 7月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

風しんワクチンの安定供給対策について

平素より、会員の先生方におかれましては、風しんワクチンの安定供給対策への適切なご対応をされておられますことに対し、感謝申し上げます。

さて、今般、一部の自治体等より、厚生労働省に対し、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡があったことに伴い、別紙のとおり同省健康局結核感染症課長より、日本医師会を通じて協力方依頼がありました。

本件は各都道府県、医療機関、卸売販売業者に対し、風しんワクチンの安定供給対策に係る事項について、一層の配慮を行うよう求めるものでありますが、各都道府県は都道府県医師会と協議のうえ、その対応に当たることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 各都道府県は都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議のうえ、以下の事項について取決めを行うこととされております。
 - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制作り。
 - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
 - (3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有
2. 医療機関は、予約状況等を勘案したうえで、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を行い、ワクチンの偏在が起こ

らないように配慮すること。

4. 各都道府県は、上記 1 により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議のうえ、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認のうえ、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記 1 により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。そのうえでなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。



(地Ⅲ75F)

平成25年7月5日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小森 貴

風しんワクチンの安定供給対策について

平素より、会員の先生方におかれましては、風しんワクチンの安定供給対策への適切なご対応をされておられますことに対し、感謝申し上げます。

さて、今般、一部の自治体等より、厚生労働省に対し、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡があったことに伴い、別添のとおり、同省健康局結核感染症課長より、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知が出され、本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は各都道府県、医療機関、卸売販売業者に対し、風しんワクチンの安定供給対策に係る事項について、一層の配慮を行うよう求めるものでありますが、各都道府県は都道府県医師会と協議の上、その対応に当たることとしております。

つきましては、貴会におかれましてはその趣旨をご理解の上、積極적으로協力賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知、協力方、併せてよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発 0702 第 1 号
平成 25 年 7 月 2 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成 25 年 6 月 14 日付健感発 0614 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、医療機関等への協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び貴管内関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

なお、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めること。
 - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3 日間程度）に把握することが可能な体制づくり
 - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記 1 により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記 1 により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

健感発0702第2号
平成25年7月2日

公益社団法人日本医師会
常任理事 小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただくようご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
 - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
 - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
 - （3）特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記 1 により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記 1 により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。
その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。